

北山霊園の使用者となられる皆様へ

一般墓所における墓碑等の建立にあたっては、仙台市霊園条例施行規則により下記の制限を設けております。

墓所の施設等の制限（仙台市霊園条例施行規則第5条第1項）

- 一 墓碑及びこれに類するものの高さは、3メートル以内とすること
- 二 盛土の高さは、0.6メートル以内とし、囲障の高さは、1メートル以内とすること
- 三 植栽は、高さ2メートル以内に整形できるもので、かつ、隣地又は道路に支障を及ぼさない樹種を選ぶこと
- 四 衛生上支障のないように考慮を払うこと
- 五 第一号から第三号までに規定する高さとは、前面縁石天端から施設の最高部までをいう

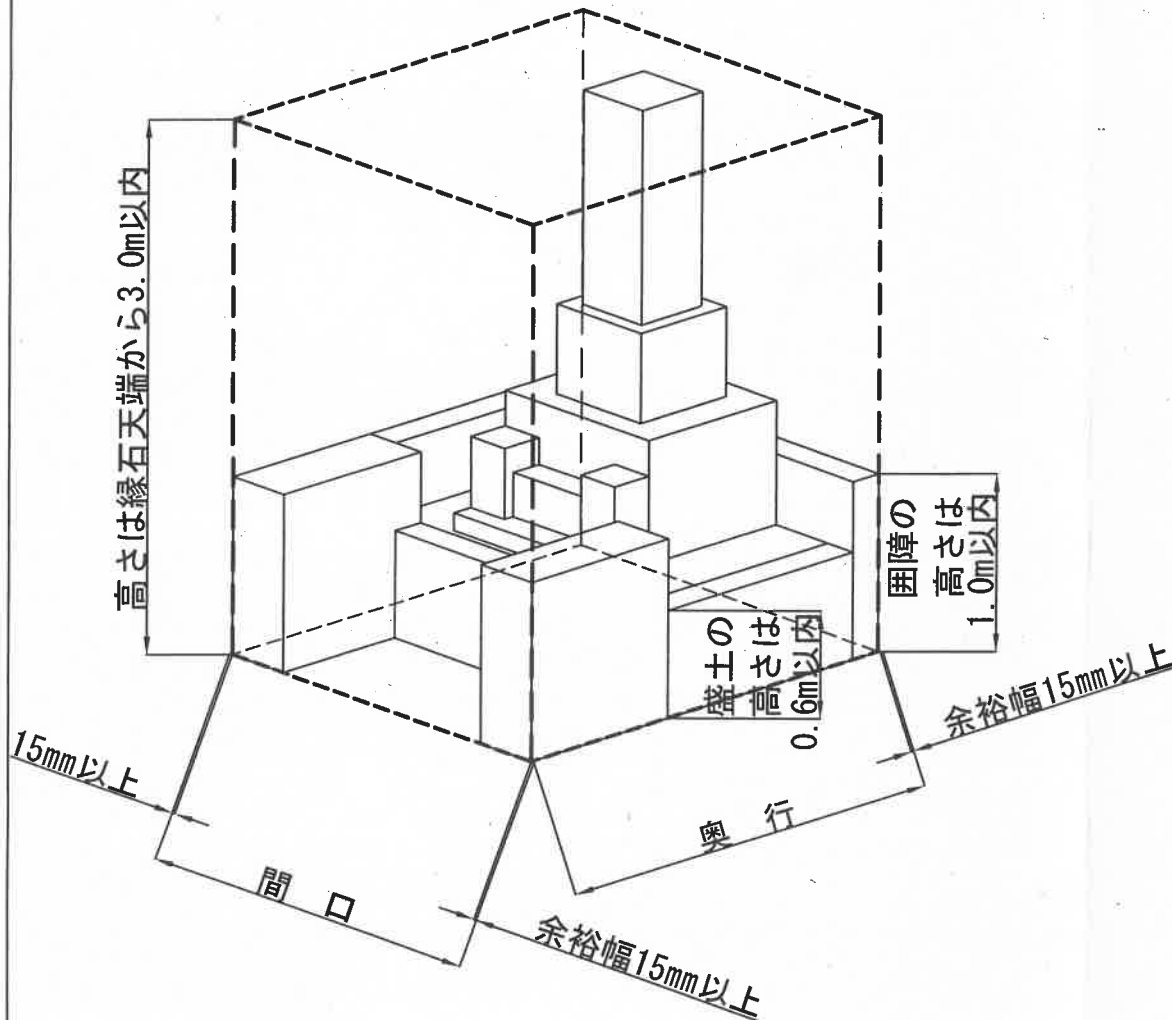
注意事項

墓碑等の建立、納骨等にあたっては、手続きが必要になります。詳細は、墓園使用ガイドをご参照ください。

墓碑等（囲障）の建立にあたっては、隣接する区画から15mm以上の余裕幅を確保してください。

供物やゴミ等は、必ずお持ち帰りください。

花水は飲めません。



※ 用語説明

- ・ 圍障とは、隣との境界を示す外柵もしくは盛土をささえる外柵をいう。
- ・ 盛土とは、縁石の天端より高く、土またはコンクリート等で盛ることをいう。

お問い合わせ先

仙台市健康福祉局保健管理課

電話：022-214-8204

仙台市北山霊園管理事務所

電話：022-234-6767